

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第6回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)9月27日(木) 15時30分開会
場所	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	飯田担当係長・小田主事
欠席委員	7番和田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(飯田係長)	議長。7番和田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、8番落合委員、9番岡崎委員 をお願いします。 次回の現況証明委員については、3番石澤委員、4番市川委員に をお願いします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第1、報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席して ご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、8月11日から9月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1ページから5ページまでをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1ページの番号1、2ページの整理番号1①と3ページの整理番号1②の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年2月26日に相続により届出者が所有権を取得し、令和3年8月13日に専決処分いたしました。 続きまして、1ページの番号2と4ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年2月26日に相続により届出者が所有権を取得

	し、令和３年８月１３日に専決処分いたしました。 続きまして、１ページの番号３と５ページの整理番号３の案内図をご覧ください。 本件は、令和３年３月１４日に相続により届出者が所有権を取得し、令和３年８月２７日に専決処分いたしました。 以上３件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
３番(石澤委員)	議長。３番。整理番号１②は小さな筆のみですが、この周りの土地については、届出はないのですか。
事務局(小田主事)	議長。この周りの筆については、既に店舗や駐車場になっていたり、台帳地目が農地以外のものであるので、この届出の対象地ではないものになります。
３番(石澤委員)	議長。３番。ここだけ届出がなされていなかったということですね。
事務局(小田主事)	議長。はい、そうです。
３番(石澤委員)	議長。３番。了解しました。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第２、報告第１９号、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、２件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第２、報告第１９号、農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第４条の届出について、８月１１日から９月１０日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の６から８ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 ６ページの番号１と、７ページの整理番号１の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和３年１０月１日に店舗及び駐車場へ転用のため、令和３年８月１９日に専決処分いたしました。 続きまして、６ページの番号２と、８ページの整理番号２の案内図をご覧ください。 本件は、令和３年９月１６日に資材置場兼駐車場へ転用のため、令

	和3年9月8日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、8月11日から9月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料9から15ページまでをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 9ページの番号1と、11ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年9月17日に専用住宅へ転用のため、令和3年9月3日に専決処分いたしました。 続きまして、9ページの番号2と、12ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和5年7月15日に専用住宅へ転用のため、令和3年9月3日に専決処分いたしました。 続きまして、9ページの番号3と、13ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年11月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年9月6日に専決処分いたしました。 続きまして、10ページの番号4と、14ページの整理番号4の案内図、及び今日お配りしたもののの中で右上に「参考資料」と記されたフロー図をご覧ください。 本件は、令和3年9月17日に資材置場へ転用のため、令和3年9月10日に専決処分いたしました。 なお、この案件につきましては、7月総会の報告第14号にて報告いたしました「買受適格者証明書」を行ったもののうち、落札者が5条の手続きを行うための申請を行ったものとなります。 参考資料のフロー図でご説明しますと、今は、右下の黄色く囲っ

	た枠のところの段階にあるということです。 続きまして、10ページの番号5と、15ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年10月1日に共同住宅へ転用のため、令和3年9月14日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第13号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第4、議案第13号、農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について、ご説明いたします。 当日資料の16ページ、議案第13号参考資料をご覧ください。 令和2年度に引き続き、令和3年度の神奈川県農業委員会大会も、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。 通常、この大会では、各農業委員会からの要望を集約した中から厳選したものを決議し、神奈川県知事へ提出していましたが、農業委員会の県組織である一般社団法人神奈川県農業会議が作成した要望案について、皆様のご意見を伺った上で県知事へ送付することとなったものです。 要望事項につきましては、別紙の参考資料のとおりとなっております。 皆様からご意見がございましたら、本議案にて集約させていただき、湘南地区農業委員会連合会の事務局を務める藤沢市へ報告します。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第13号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田係長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局(小田主事)	議長。日程第5、議案第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、ご説明いたします。 本日配布しております議案第14号の議案書、送付資料の19ページ、20ページの議案第14号参考資料①②をご覧ください。 まず、生産緑地の買取申出について説明いたします。 参考資料①、生産緑地買取り申出に関するフローをご覧ください。 フロー図左上のとおり、農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき、指定後30年を経過したときは、生産緑地法第10条に基づき、「市長に生産緑地を時価で買い取る申し出をすることができる」と規定されています。 市長は、買取申出があった場合は、その日から起算して、1ヶ月以内に生産緑地を買取する旨、又は買取らない旨を書面で通知することとなっています。 また、買取申出があった日から起算して3ヶ月以内に所有権移転が行なわれなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除され、これ以降は、通常の市街化区域の農地と同様に、農地転用届出等を行うことが可能になります。 次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について説明いたします。 先程ご説明した市への買取申出を行うに当たり、これまで耕作していた者が、死亡または重度の故障に至るまで、その土地の農業の主たる従事者であったことを農業委員会が証明する必要があるものです。 本件は、議案第14号に記載の土地について、耕作者の死亡により、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の交付申請があったものです。 申請者の母、XXXXXXXXXXが対象地の主たる従事者でありましたが、令和3年3月14日に亡くなり、その後耕作が行われていないものです。 現在の土地所有者である申請者、その他の親族で農業従事者はおらず、対象地での耕作を継続することができないため、市へ買取申出を行うに当たり、本証明書の申請があったものです。 本議案が承認されれば、申請人へ証明書を発行し、その後市への買取申出がなされ、参考資料のフローに沿って手続きが進むものです。以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。9月17日(金)午後2時より、平井会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、特段の作付けは行わ

	れておらず、直近で耕作が行われた形跡もありませんでした。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。令和 3 年 3 月に相続が発生したのだから、農地法第 3 条に基づく相続取得の届出手続きはあったのですか。
事務局(小田主事)	議長。農地法第 3 条の届出を行わなくてはいけないということをご存じなく、相続は行ったけれども届出を行っていなかったということなので、今回この申請を受ける際に説明し、報告第 18 号整理番号 3 のとおり、農地法第 3 条の届出を行っていただいております。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。生産緑地の継続、又は破棄って、相続が完了する時には、どちらかを行わなければいけないのではないのですか。
事務局(飯田係長)	議長。登記簿上、所有者は既にこの申請者になっているのですが、相続の届出が漏れていたのもので、今回農地法第 3 条の届出を併せて行っていただいたということです。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。農業の主たる従事者証明というのは、今までの地権者が死亡したことにより、相続が発生したので、買取申し出をするということであれば、相続の届出等の手続きをするというのが先にある筈であるので、申請者に耕作の支障があつて、今後耕作できないということの証明ではないのですか。
事務局(小田主事)	議長。相続はされたのですが、この申請者は耕作等を手伝っていたわけではなく、農地法第 3 条の届出手続きを行わなければならないこと自体を知らなかったという事実があります。ただ、生産緑地の指定を行っている都市計画課へ相談に行ったところ、「前所有者が死亡していて、相続人であるご本人や親族関係者にも農業従事者がおらず、今後農業ができないということであれば、買取申出はできる。その代わり、今まで耕作をされていた方が亡くなられるまで耕作をしていたという証明がなくてはいけない。」と言われたとのことで、今回申請がなされたものです。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。今までに審議したこの類の申請の際は、主たる従事者が耕作不能になったからというのが殆どだったと思うのですが、本人が死亡したというだけでこの申請ができるのですか。相続の届出もせずに生産緑地を持っていたのに。
議長(平井会長)	議長。今回はそれを忘れていたということなので、少し違う形での申請になったということなのです。
12 番(郷原委員)	議長。12 番。忘れていたというので良いのかと思うのですが。生産緑地という固定資産税の優遇を受けている土地なわけだから、おかしい感じがすると思うのですが。
議長(平井会長)	この申請者が農業に従事していないため、そういうことに関心がなかったならば、そうならざるを得ない場合も出てくるのではないかと思います。

12 番(郷原委員)	議長。12 番。都市計画課へ相談に行った結果の申請なので、都市計画課も認めている申請だから良いのかなとは思いますが。
議長(平井会長)	この申請者が少しでも農業に関わっていれば、農業委員会に相談に来たのだろうけれども、何にも知らない人には詳しいことはわからないので、仕方ないですね。
事務局(小田主事)	議長。通常の農地の相続等の場合でも、相続が開始されてから10 か月以内に手続きを行うこととされており、今回の場合はまだ10 か月経っていません。故意に相続の届出をせず、生産緑地を放置していたという訳ではなく、単に生産緑地の制度自体をご存じなく、手続きも知らなかったということで、受付をいたしております。もちろん現地確認も行っており、荒廃の程度についても、農業委員会が確認しております。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。証明書というのはどういうものなのか、次回以降にひな型みたいなものを見せたいと思います。
事務局(小田主事)	議長。次回の総会以降、申請書の見本をお渡しいたします。
議長(平井会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 14 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田係長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 14 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 15 号、非農地証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。日程第 6、議案第 15 号、非農地証明について、ご説明いたします。 本日配布しております議案第 15 号の議案書、送付資料の 21 ページ、22 ページの議案第 15 号参考資料①②等をご覧ください。 非農地証明は、本日配付した「議案第 15 号参考資料①」、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを、農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、資料に記載の 12 項目のいずれかに該当する転用後 10 年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に、非農地の要件についてですが、資料に記載の 6 項目に該当

するかを確認します。

要件6項目としては、

まず、①農用地区域に設定されていないこと。

②当該土地の立地等の条件が、審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。

③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。

④当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。

⑤当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後も追及の見込みがないこと。

⑥転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化区域内であり、現況は山林となっています。

そのため、参考資料①の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

まず、①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が、審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますので、対象地は周辺に農地がないため、どちらも該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。」についても同じく周辺に農地がないため、支障はありません。

④「当該土地が、農地等を含む 筆の一部でないこと。」については、対象地全体が山林化してるため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、山林であるため、今後も追及の見込みはありません。

⑥「転用後10年以上経過していること。」については、2007年当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることが

	ら、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって、非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2番(浜野委員)	議長。2番。9月17日(金)午後2時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は山林となっており、農地等に復元することは著しく困難な土地です。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第15号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田係長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第15号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田主事)	議長。諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを8月30日(月)に、農業委員3名、農業委員会事務局職員2名、開発審査課職員2名、都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施しました。 違反地については、資料の案内図のとおりです。 ①の[]の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は[]の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。 ②[]については、現状の変化はなく、③[]所有地についても違反転用者は不在でしたが、一部資材が撤去されました。 次回の農地パトロールは、令和3年11月頃を予定しており、対象の委員は12番郷原委員、1番小川委員、2番浜野委員です。 日程につきましては、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

	諸般の報告 2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 9月13日（月）に、今年度第5回目の実践活動を行いました。作業にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。 10月の実践活動の予定は、10月14日（木）に、第6回目の実践活動を行う予定です。Bグループの皆様、平井会長、小泉委員、岡崎委員、小川委員は、ご協力の程よろしくお願いいたします。10月からは作業時間を午後に戻し、手広の圃場に14時30分現地集合で、16時頃までの作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、18日（月）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくようお願いいたします。 諸般の報告 3、農地相談会について、ご報告します。 10月27日（水）に 本年度第2回目の農地相談会を、JAさがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。 農家の方へは、JAの回覧で周知をする予定です。 場所は、JAさがみ玉縄支店で行います。 相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。 どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも 農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 最後に、10月総会の日程についてです。 次回は、10月25日（月）15時30分から、商工会議所3階301会議室で開催いたします。本日は会場が異なりますので、ご注意ください。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第6回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 8番 落合 るみこ	
議事録署名委員 9番 岡崎 和希	